

# 飯島町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

第5期(令和8年度～令和12年度)改定版

〈飯島町公共施設等の脱炭素化及び温室効果ガス削減率先実行計画〉

令和8年3月改定

飯島町

## 目次

<b>第1章</b>	<b>背景</b> .....	<b>1</b>
<b>第2章</b>	<b>計画改定の趣旨</b> .....	<b>2</b>
	1. これまでの策定、改定の経緯及び旧計画の概要.....	2
	2. 旧計画の取組の実施状況及び目標達成状況(概要).....	2
	3. 計画改定の方針.....	3
<b>第3章</b>	<b>基本的事項</b> .....	<b>4</b>
	1. 事務事業編の計画期間.....	4
	2. 事務事業編の目的.....	5
	3. 事務事業編の対象とする範囲.....	5
	(1) 事務事業編の対象範囲.....	5
	(2) 組織的範囲.....	5
	(3) 施設・設備の範囲.....	7
	(4) 「温室効果ガス総排出量」の対象範囲.....	10
	(5) 対象とする温室効果ガスの種類.....	10
	(6) 温室効果ガス総排出量算出の基本ロジック.....	10
	4. 活動量の把握と算定方法.....	10
	(1) LAPSS(地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム).....	10
	(2) 計画策定・改定.....	11
	(3) 活動量データ管理.....	11
	(4) 排出量算定.....	12
	(5) 評価.....	12
	5. 上位計画や関連計画との位置付け.....	12
<b>第4章</b>	<b>「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標</b> .....	<b>13</b>
	1. 第4期の成果.....	13
	(1) エネルギー使用量の経過.....	14
	(2) 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量の経過.....	14
<b>第5章</b>	<b>削減目標設定</b> .....	<b>15</b>
	1. 削減目標設定の考え方.....	15
	(1) 温室効果ガスの総排出量削減目標.....	15
	(2) 対象施設.....	16
	2. 数量的な削減目標.....	16
	(1) 町の事業における削減目標.....	16
	(2) エネルギー起源CO <sub>2</sub> の区分別の目標(2030年度).....	16
	(3) 措置別の目標(2030年度).....	16
<b>第6章</b>	<b>目標達成に向けた具体的な取組</b> .....	<b>17</b>
	1. 分野共通(基盤的な取組).....	17
	(1) グリーン購入・環境配慮契約の推進.....	17
	(2) 職員の意識啓発と研修の実施.....	17
	(3) 情報管理と体制強化.....	17
	2. 公共施設に関する取組.....	18
	(1) 省エネルギーの励行と設備の高効率化.....	18
	(2) ZEB化の推進と新築・改修時の配慮.....	18
	(3) 再生可能エネルギーの導入促進.....	18

3. 公用車に関する取組.....	18
(1) エコカー(次世代自動車)(電動車)の計画的な導入 .....	18
(2) 運用による燃料節減.....	19
(3) インフラ整備と災害時活用.....	19
4. 上下水道事業に関する取組.....	19
(1) 省エネルギー・高効率設備の導入 .....	19
(2) 水道用水を活用した小水力発電の導入.....	19
(3) 水資源の有効活用 .....	19
5. 廃棄物処理に関する取組.....	20
(1) 製品購入の際の配慮 .....	20
(2) 廃棄物の減量(3R/4Rの推進) .....	20
6. 吸収作用の保全及び強化のための措置 .....	20
(1) 健全な森林づくりの推進 .....	20
(2) 都市緑化の推進.....	20
<b>第7章 事務事業編の進捗管理の仕組み .....</b>	<b>20</b>
1. 推進体制 .....	20
2. 点検・評価・見直し(PDCAサイクル)の手順 .....	21
(1) Plan(計画) .....	21
(2) Do(実行).....	21
(3) Check(点検・評価).....	21
(4) Act(見直し) .....	21
3. 実行計画の公表.....	21
(1) 基礎データの整備及び「温室効果ガス総排出量」の把握.....	21
<b>第8章 事務事業編の改訂 .....</b>	<b>22</b>
1. (特記)改訂の予定について.....	22
<b>第9章 参考資料 .....</b>	<b>24</b>
1. 飯島町地球温暖化対策実行計画プロジェクト・チーム .....	24
(1) 第7章 事務事業編の進捗管理の仕組み>推進体制.....	24

## 第5期 飯島町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

### 第1章 背景

近年、IPCC評価報告書が示すように、地球温暖化の進行は世界的な気候災害の激甚化や社会経済活動への影響を加速させており、パリ協定の下で各国が温室効果ガス排出削減を強化することが求められています。我が国においても、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2030年度には2013年度比46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦する目標を掲げています。

これを受け、長野県では県全体の脱炭素に向けた「長野県ゼロカーボン戦略」を策定し、県としての中期的な削減方針や取組の方向性を明確にしています。これら国・県の計画はいずれも、地方公共団体が地域の最前線で排出削減を進めることを前提に構成されており、町の率先的取組が重要視されています。

地方公共団体の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減は、地球温暖化対策推進法第21条に基づく法的な役割であり、自らの行政活動から排出される温室効果ガスを継続的かつ計画的に削減することが求められています。地方公共団体が率先して取り組むことにより、区域内の事業者や住民の模範となり、地域全体の脱炭素化を牽引する効果が期待されます。

飯島町においては、令和4年10月に「飯島町カーボンニュートラル宣言」を表明し、翌年に区域全体を対象とする「飯島町カーボンニュートラル実行計画(区域施策編)」を策定し、2030年度に向けた温室効果ガス削減の方向性を示しました。本計画(事務事業編)は、この区域施策編を支える「町自らの率先行動計画」として位置付けられ、国・県・町の計画体系と整合を取りながら行政活動の脱炭素化を推進するものです。

また、町内では公共施設の老朽化、電力調達の再エネ化の進展、燃料使用の変化など、前期計画策定時から周辺環境が大きく変化しており、排出量の把握やLAPSS<sup>1</sup>を活用した進捗管理の高度化が求められています。これらの状況を踏まえ毎年度運用できる実務的な計画とするため、第5期計画として改定するものです。

---

<sup>1</sup> 「LAPSS(通称ラップス)」Local Action Plan Supporting Systemは、環境省が提供する地方公共団体(事務事業編・区域施策編)の策定及び温室効果ガス総排出量の算定・管理を円滑に推進するための支援システム。

## 第2章 計画改定の趣旨

### 1. これまでの策定、改定の経緯及び旧計画の概要

飯島町は平成20年6月の第1期計画の策定以降、平成23年度に第2期、平成28年度に第3期、そして令和2年3月に第4期の改定を行ってきました。旧計画である第4期(令和3年度～令和7年度)では、国に準じた削減目標として、基準年度:平成25年度(2013年度)に対し、令和7年度(2025年度)までに35%削減することを目標設定し、温室効果ガス排出量削減の取り組みを推進してきました。

表 1 地球温暖化対策実行計画の策定及び改定の経緯

項目	期間	内容
第1期(初版)	平成20年度～平成24年度	平成20年6月策定
第2期	平成23年度～平成27年度	平成23年12月第1期を改定
第3期	平成28年度～令和2年度	平成28年3月第2期を改定
第4期	令和3年度～令和7年度	令和2年3月第3期を改定
第4期改訂	令和3年度～令和7年度	令和7年3月改訂

### 2. 旧計画の取組の実施状況及び目標達成状況(概要)

飯島町では、LED照明化の推進、公用車の適正運用、再エネ電力メニューの活用など、施設運用と設備更新の両面から温室効果ガス削減を進めてきた結果、第1期から4期の排出量は基準年度の2013年度比で最大53.7%の削減を達成し、とくに第4期では削減目標(35%)を大幅に上回る成果が確認され、旧計画はおおむね計画どおりに進捗したと評価できます。

表 2 各期におけるCO<sub>2</sub>排出量削減目標達成状況

期	比較	期末目標 (kg-CO <sub>2</sub> )	削減目標	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	基準年度 対比	期別 目標達成率
基準年度 (2013年度)		1,256,345				
第1期		1,400,380	-5.0%	1,307,726	-11.3%	107.1%
第2期		1,179,000	-20.0%	1,244,828	-15.6%	94.7%
第3期		1,179,000	-20.0%	1,075,975	-27.0%	109.6%
第4期		816,624	-35.0%	581,095	-53.7%	140.5%

### 3. 計画改定の方針

第5期計画では、第4期(令和3～7年度)の成果と課題、国の地球温暖化対策計画(令和5年改定)および政府実行計画、GX実現に向けた国の政策動向、さらに飯島町カーボンニュートラル実行計画(区域施策編)の内容を踏まえ、環境省が示す「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」に準拠して、本計画の目的・対象範囲・基準年度・対象温室効果ガス等の基本的事項を再整理し、計画の方向性を再設定します。また、対象とする組織・施設の取扱いの明確化、指定管理施設におけるデータ把握方針、基準年度(2013年度)の再確認、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの扱い検討など、前期からの変更点を整理したうえで、計画全体の骨格を「計画全体の整合性の確保」、「全庁的な脱炭素体制の構築」、「効果の高い削減措置の集中実施」の三つの基本方針として再構成し、その下で五つの重点措置として「計画期間と目標の整合性」、「目標の強化」、「対象範囲の拡充」、「具体的な措置の強化」、「進捗管理の高度化」を実施します。本計画は5年後を目安に進捗状況の確認を行い、必要に応じて改定見直しを行うものとします。

#### 【基本方針1】計画全体の整合性の確保(区域施策編および国目標との一体化)

##### ●重点措置 1

(計画期間と目標の整合性)

- 区域施策編の中期目標年度(2030年度)に合わせ、事務事業編の削減目標を再設定し、計画期間と目標の整合性を確保します。

##### ●重点措置 2

(目標の強化)

- 国の目標水準(2030年度50%削減)に呼応した、より野心的な削減目標を設定し、町の率先行動を強化します。

#### 【基本方針2】全庁的な脱炭素体制の構築(事務事業全体で取り組む仕組みづくり)

##### ●重点措置 3

(対象範囲の拡充)

- ・ 公共施設全般を計画の対象とし、町の事務事業全体を一体的に管理できる全庁的な削減対策を強化します。

【基本方針3】効果の高い削減措置の集中実施(優先度の明確化と施策群の体系化)

●重点措置 4

(具体的な措置の強化)

- ・ 区域施策編と整合し、太陽光発電の最大限の導入、公共施設のZEB<sup>2</sup>化、公用車のエコカー(電動車)転換、再生可能エネルギー電力調達など、効果の高い対策を重点的に推進します。

●重点措置 5

(進捗管理の高度化)

- ・ LAPSSを導入し、活動量の把握や排出量算定を標準化するとともに、PDCAサイクルを効果的に推進する進捗管理体制を構築します。

## 第3章 基本的事項

飯島町における地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の第5期について以下のとおり定めます。

### 1. 事務事業編の計画期間

表 3 第5期飯島町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

項目	概要
計画期間	令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)の5年間
基準年度	平成25年度(2013年度)
目標年度	令和12年度(2030年度)

<sup>2</sup> 「ZEB(ゼブ)」とはNet Zero Energy Buildingの略称で、使うエネルギーを減らし、創るエネルギーを増やすことで、年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

## 2. 事務事業編の目的

本計画は、飯島町の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を計画的に削減し、行政自らが地域の脱炭素化を先導することを目的としています。現在、世界的に気候変動の影響が深刻化する中、パリ協定では「気温上昇を1.5℃以内に抑える」という国際目標が共有されており、国・県・自治体が協力して温室効果ガスの削減を進めることが求められています。

国はこの国際目標に沿って、2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けて取組を加速させており、特に2020年代後半は削減を前進させる重要な時期と位置付けています。本計画期間である令和8年度～令和12年度(2026～2030年度)はこの時期と重なるため、国の方向性と整合しながら、行政として計画的に削減対策を進めることが求められています。

こうした国際・国内の動きを踏まえ、飯島町では「飯島町カーボンニュートラル実行計画(区域施策編)」を策定し、区域全体の脱炭素化の方向性を示しています。本計画(事務事業編)は、この区域施策編と整合し、町の行政活動における具体的な削減対策を定めるものであり、町内事業者や住民の模範となる率先行動として、町全体の脱炭素化を進める基盤となるものです。

## 3. 事務事業編の対象とする範囲

### (1) 事務事業編の対象範囲

本計画の対象範囲は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、地方公共団体の事務・事業(廃棄物処理事業、上下水道事業等を含む地方自治法(昭和22年法律第67号)等に定められた全ての行政事務)を対象とします。

### (2) 組織的範囲

飯島町の首長部局、議会、教育委員会、地方公営企業(上下水道施設)を含む全ての内部組織が対象です。

① 事務事業編の策定義務がある組織

表 4 事務事業編の策定義務がある組織

組織に係る分類		事務事業編 の対象範囲	省エネ法におけるエネルギー管理を行う組織 <sup>※1</sup>		備考		
			首長部局	首長部局 以外			
都道府県、 市町村及び特別区	首長部局	○	○	×	首長部局がエネルギー管理を行います。		
	議会		○		首長部局がエネルギー管理を行います。ただし議場等の管理者が設置されている場合には、当該管理者がエネルギー管理を行います。		
	行政委員会		公安委員会 (警察組織)	×	○	都道府県警察本部がエネルギー管理を行います。	
			教育委員会	×	○	教育委員会がエネルギー管理を行います。	
			取用委員会	×	○	取用委員会がエネルギー管理を行います。	
			その他委員会 <sup>※2</sup>	○	×	首長部局がエネルギー管理を行います。	
	地方公営企業		水道事業(簡易水道事業を除く) <sup>※3</sup>	○	○		地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公営企業がエネルギー管理を行います。 管理者が設置されていない場合には、首長部局がエネルギー管理を行います。
			工業用水道事業 <sup>※3</sup>				
			軌道事業 <sup>※3</sup>				
			自動車運送事業 <sup>※3</sup>				
鉄道事業 <sup>※3</sup>							
電気事業 <sup>※3</sup>							
ガス事業 <sup>※3</sup>							
その他事業 <sup>※4</sup>							
組合・ 財産区	一部事務組合	○	×	○	各団体がエネルギー管理を行います。		
	広域連合	○	×	○			
	財産区	× <sup>※5</sup>	×	○			
その他	地方公共団体が 出資する法人	地方住宅供給公社	× <sup>※5</sup>	×	○	各団体がエネルギー管理を行います。	
		地方道路公社					
		土地開発公社					
		その他の地方公社					
	第三セクター企業	× <sup>※5</sup>	×	○			

○： 該当する      ×： 該当しない

出典：環境省「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル詳細版(Ver2.0)」

## ② 飯島町の組織分類

表 5 温室効果ガス算出対象組織

組織分類	組織名称
首長部局	総務課、企画政策課、住民税務課、健康福祉課、産業振興課、建設水道課、会計課
議会	議会事務局
教育委員会	教育委員会事務局
地方公営企業	建設水道課(水道係)

## (3) 施設・設備の範囲

## ① 事務事業編の対象となる施設

表 6 事務事業編の対象となる施設

設置者	所有・賃借権者	施設・設備 <sup>*1</sup> の形態(例)	事務事業編の対象範囲	備考
地方公共団体	地方公共団体	・市庁舎や学校等の一般的な公共施設 ・都道府県施設に複合されている市町村施設等	○	・複数の地方公共団体によって設置されている施設の場合、それぞれが所有又は賃借している部分がそれぞれの事務事業編の対象となります。
	その他の団体	・公共施設内に入居している他の団体の事務所や民間テナント等	○	・事務事業編の対象となります。 ・「温室効果ガス総排出量」の算定範囲については、省エネ法における定期報告書でのエネルギーの使用量の算入範囲と一致させることが考えられます。 <sup>*3</sup>
		・PFIの事業方式の一種である「BOT方式」や「BOO方式」によって整備され、所有権がPFI事業者に帰属する公共施設	○ <sup>*2</sup>	・PFIの詳細は「4-4-2. 分野共通(基盤的な取組)」を参照してください。
国	国	・港湾施設のうち、都道府県または市町村が港湾管理者となっている港湾等	○	・国から施設の管理委託を受けていることから、当該施設に係る管理執行権限は地方公共団体にあると考えられるため、事務事業編の対象となります。
その他の団体	地方公共団体	・民間施設等に複合されている公共施設	○	・地方公共団体が所有又は賃借している部分のみ事務事業編の対象となります。
	その他の団体	・一般的な民間施設等	×	

○：該当する      ×：該当しない

出典：環境省「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル詳細版(Ver2.0)」

## ② 飯島町の施設分類

表 7 対象施設

施設分類	基準年度(2013年度)からのデータを保有する施設	基準年度(2013年度)からのデータを保有していない施設
行政系施設	1. 役場庁舎	
	2. 西庁舎	
学校教育系施設	3. 飯島小学校	1. 飯島町図書館
	4. 七久保小学校	
	5. 飯島中学校	
	6. 学校給食センター	
医療、保健施設		2. 保健センター
福祉施設		3. 地域活動支援センターやすらぎ
		4. 地域福祉センター
		5. コスモス園
保育所	7. 飯島保育園	
	8. 飯島東部保育園	
	9. 七久保保育園	
子育て支援施設		6. 子育て支援センター
スポーツ施設	10.飯島体育館	7. B&G海洋センタープール体育館
	11.飯島弓道場	8. 田切体育館
	12.飯島運動場	9. 本郷体育館
		10.B&G海洋センター艇庫
		11.田切野球場
		12.柏木運動場
		13.本郷運動場
市民文化系施設	13.飯島町文化館	14.飯島成人大学センター
	14.陣屋記念館	15.田切公民館
	15.陣嶺館	16.本郷公民館
		17.七久保林業センター
町営住宅		18.北梅戸住宅
		19.上通り住宅
		20.グリーンリーフ飯島
		21.グリーンハート
産業系施設		22.道の駅花の里いいじま
		23.道の駅田切の里

施設分類	基準年度(2013年度)からのデータを保有する施設	基準年度(2013年度)からのデータを保有していない施設
産業系施設		24.本郷道の駅
上下水道施設	16.田切低区配水池	25.田切高区配水池
	17.飯島高区配水池	26.水道倉庫
	18.飯島低区配水池	
	19.日曾利高区配水池	
	20.山の田浄水場	
	21.日曾利山の田ポンプ井	
	22.千人塚配水池	
	23.七久保高区配水池	
	24.七久保南部配水池	
	25.与田切水源	
	26.市ノ瀬ポンプ室	
	27.樽ヶ沢浄水場	
	28.飯島浄化センター	
	29.七久保浄化センター	
30.七久保北部処理場		
31.田切南部処理場		
32.本郷東部処理場		
公園		27.与田切公園
		28.千人塚公園
その他の施設		29.坊主平キャンプ場
		30.中小避難小屋

※ 自治会集会施設や消防詰所等の地縁団体が管理する施設については、当計画の対象外とします。ただし、可能な限り温室効果ガス排出削減等の措置を講じるよう要請します。

※ 町営住宅における入居者の生活に伴う部分は「温室効果ガス総排出量」の算定対象外とし、施設の管理運営に係る事務所の部分や共用部等を調査の対象とします。

## (4) 「温室効果ガス総排出量」の対象範囲

地球温暖化対策推進法施行令第3条に定められている活動

## (5) 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定される以下の7種類の温室効果ガスを対象とします。このうち、「温室効果ガス総排出量」の算定対象は以下表の1から6の6種類の温室効果ガスとします。

本計画の排出量算定は、主に排出割合の大きいCO<sub>2</sub>(燃料・電気の使用)、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O(下水処理や廃棄物処理)を優先し、段階的に算定対象を拡大します。

表 8 温室効果ガスの種類と算定対象

種類		排出源
1	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	化石燃料(エネルギー起源CO <sub>2</sub> )や廃棄物の処理(非エネルギー起源CO <sub>2</sub> )など
2	メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行や燃料の使用、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。
3	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行や燃料の使用、下水等の処理、一般廃棄物の焼却等により排出される。
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	自動車用エアコンディショナーの使用時等に排出される。
5	代替フロン等4ガス パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。
6	六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。
7	三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。

## (6) 温室効果ガス総排出量算出の基本ロジック

$$\text{排出量(kg-CO}_2\text{)} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

## 4. 活動量の把握と算定方法

## (1) LAPSS(地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム)

活動量データ(電気、燃料、廃棄物等)の把握については、LAPSS(地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム)を活用し、各施設管理担当者が月次の実績値をブラウザから入力する仕組みを導入します。

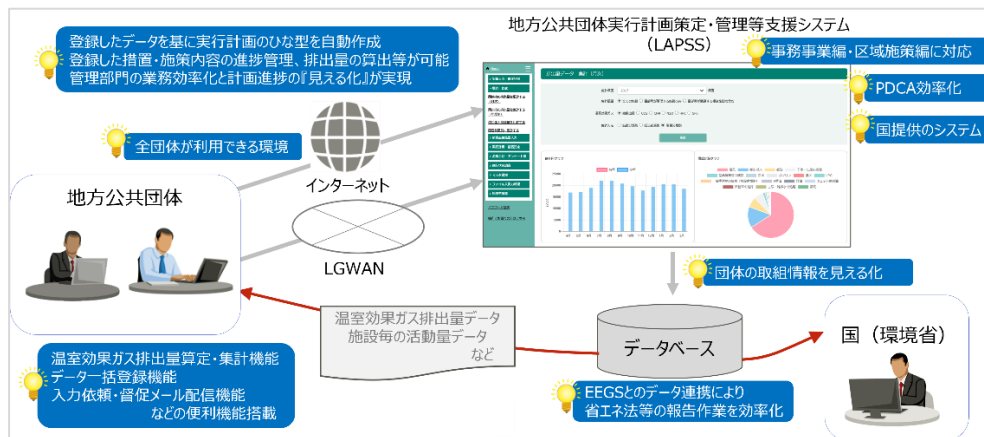


図1 LAPSS(地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム) 出典:環境省

- ① **基礎データの登録と更新** LAPSSのマスターデータ一括登録機能を用いて、対象施設の名称、所管課、延床面積等の基礎情報を登録し、施設の新設・改廃等の情報を毎年度更新します。
  - ② **活動量データの収集** 各施設管理担当者は、毎月の電気、燃料等の活動量データをLAPSSのブラウザ上で入力します。
  - ③ **データチェックと督促** LAPSSの**異常値チェック機能**を活用し、誤入力を防止するとともに、入力期限を過ぎた部局に対しては、**督促メール自動配信機能**により、データ収集の効率化を図ります。
  - ④ **排出量の算定・集計** LAPSSが標準装備する排出係数に基づき、活動量データから温室効果ガス排出量を自動算定し、施設別、部局別、ガス別等に集計・分析します。
- (2) 計画策定・改定
- ① 実行計画の基準年度・目標年度・目標値等は、LAPSSを用いて一元管理することとします。
  - ② 温室効果ガス総排出量の算定は、地球温暖化対策推進法施行令第3条に基づいて算定し、LAPSSの機能を用いて算定・集計を行います。
- (3) 活動量データ管理
- ① 全施設の活動量データは、施設管理担当者がLAPSSに月次入力することを原則とします。
  - ② 入力値に異常値があった場合は、当該施設担当者が修正することとします。

- ③ 算定の再現性を確保するため、活動量の根拠資料を各課で保存し、監査時に提示できる体制とします。

#### (4) 排出量算定

- ① 温室効果ガス排出量は、以下LAPSS標準係数を用いてシステムが算定した値を公式値とします。（係数は、WEB上で自動更新される）
  - (ア) 電力排出係数(調整後係数)
  - (イ) 各燃料種別の排出係数
  - (ウ) 熱供給の排出係数
- ② 排出係数は、LAPSSを基準とし、町独自で係数管理を行わないものとします。
- ③ LAPSSでは、関連制度（温対法・省エネ法等）とデータ連携を行うこととします。

#### (5) 評価

- ① 住民税務課は、全施設の月次データを年度ごとにまとめ、排出量算定など進捗状況を後述の飯島町地球温暖化対策実行計画プロジェクト・チームに報告し、町のホームページに公表します。
- ② 排出量算定の透明性向上のため、必要に応じて外部有識者または専門事業者による第三者点検を受けることができるものとします。

## 5. 上位計画や関連計画との位置付け

本計画(事務事業編)は、飯島町における脱炭素施策体系の中で、行政自らが温室効果ガス排出削減を率先して実行するための「実施計画」として位置付けられます。町の最上位計画である「飯島町第6次総合計画」および「飯島町第6次環境基本計画」に示された持続可能な地域づくりの方向性を受け、その下位計画として行政内部の取組を具体化するものです。

特に、町全域の脱炭素化の道筋を示す「飯島町カーボンニュートラル実行計画(区域施策編)」と密接に連携しながら、行政内部の排出削減を率先的に実施する機能を担います。区域施策編が地域全体(住民・事業者・産業)の脱炭素化を扱うのに対し、本計画は行政内部の排出削減を扱うものであり、両計画の役割分担を明確にしつつ統一的な中期目標(2030年度)を共有しています。

また、本計画は、国が示す「地球温暖化対策計画」および「政府実行計画」に定められた率先実行の考え方に沿い、国が求める温室効果ガス削減対策を町の実情に応じて具体化します。さらに、県の「長野県ゼロカーボン戦略」(2022年度策定)とも協調し、町域全体の脱炭素化を進めるための計画として位置付けます。

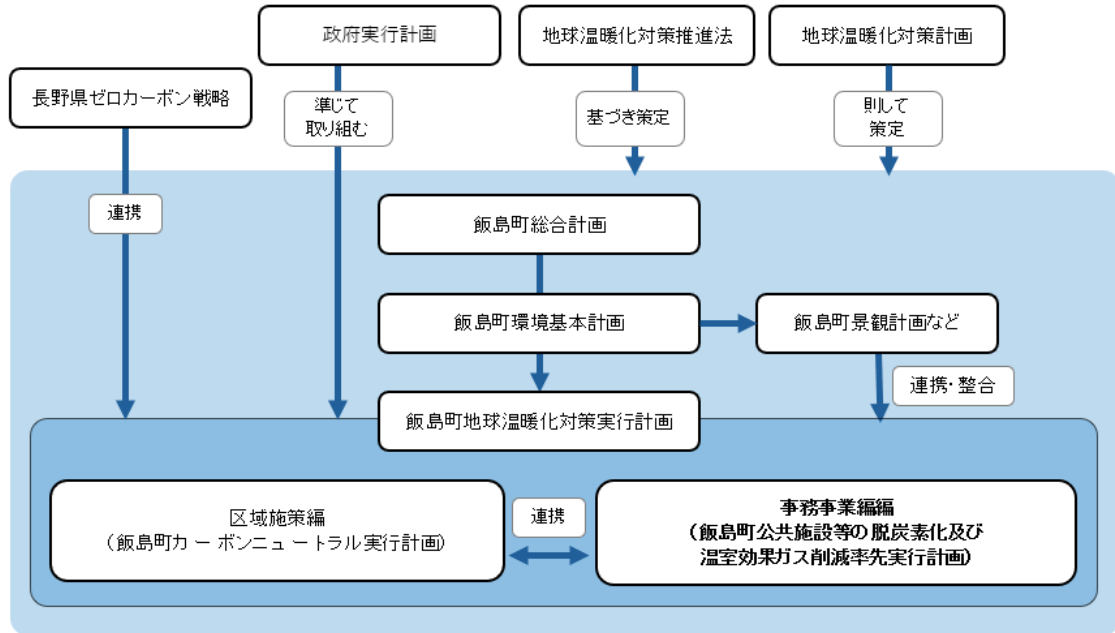


図 2 上位計画や関連計画との位置付け

## 第 4 章 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標

### 1. 第 4 期の成果

基準年度(2013年度)と比較して2024年度には総排出量が53.7%削減となり、第4期計画で掲げた「令和7年度(2025年度)までに35%削減」という目標を大幅に上回る成果を上げています。

とりわけ、電力起因の排出量が大幅に削減されたことが全体の削減に大きく寄与しています。電力使用量(kWh)は2013年度から2024年度で増加している一方、再生可能エネルギー電力の導入により、電力由来のCO<sub>2</sub>排出量は基準年度の2013年度962,303kg-CO<sub>2</sub>から2024年度345,566kg-CO<sub>2</sub>へと64.1%減少しています。これにより、町の公共施設全体の排出削減の大部分が電力の脱炭素化による効果であることが明確となりました。

燃料起因の排出については、灯油・ガソリン・軽油の削減も一定程度進み、灯油は基準年度比14.4%、ガソリンは17.3%、軽油は49.6%の削減となっています。これらは機器更新、

運用改善、車両運用見直しによる効果と評価されますが、電力起因削減と比較すると削減幅が小さく、今後課題が残っています。

以上の結果、町の公共施設全体の温室効果ガス排出量は、2013年度から2024年度で1,256,345kg-CO<sub>2</sub>から581,095kg-CO<sub>2</sub>と推移し、第4期最終年度(2025年度)を待たずして基準年度比53.7%削減に到達しました。このことから、第4期計画の取組は概ね順調に実施され、計画目標を十分に達成したと評価できます。

#### (1) エネルギー使用量の経過

飯島町の公共施設(第4期計画の対象施設)における基準年度(2013年度)及び2021年度から2024年度のエネルギー使用量は次のとおりです。

表 9 事務事業におけるエネルギー種別使用量と基準年比(2013年度～2024年度)

種別	基準年度 2013年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
電力(kWh)	1,718,399	1,649,447	1,851,779	1,834,380	1,924,927
	基準	-4.0%	+7.8%	+6.7%	+12.0%
灯油(ℓ)	87,472	81,466	74,462	81,078	74,871
	基準	-6.9%	-14.9%	-7.3%	-14.4%
ガソリン(ℓ)	18,834	15,386	15,223	17,001	15,582
	基準	-18.3%	-19.2%	-9.7%	-17.3%
LPG(kg)	6,007	4,926	2,484	2,226	1,880
	基準	-18.0%	-58.6%	-62.9%	-68.7%
軽油(ℓ)	5,542	2,774	3,843	3,649	2,834
	基準	-49.9%	-30.7%	-34.2%	-48.9%

#### (2) 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の経過

公共施設における二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)換算での推移は次のとおりです。

表 10 エネルギー種別 CO<sub>2</sub> 排出量及び基準年比(2013年度～2024年度) (単位kg-CO<sub>2</sub>)

要因別	基準年度 2013年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
電力	962,303	714,211	803,672	796,121	345,566
	基準	-25.8%	-16.5%	-17.3%	-64.1% <sup>3</sup>
灯油	217,805	202,850	185,410	201,884	186,429
	基準	-6.9%	-14.9%	-7.3%	-14.4%
ガソリン	43,694	35,695	35,317	39,442	36,150
	基準	-18.3%	-19.2%	-9.7%	-17.3%
LPG	18,022	14,779	7,451	6,678	5,639
	基準	-18.0%	-58.7%	-62.9%	-68.7%
軽油	14,520	7,157	9,916	9,414	7,312
	基準	-50.7%	-31.7%	-35.2%	-49.6%
計	1,256,345	974,693	1,041,765	1,053,539	581,095
	基準	-22.4%	-17.1%	-16.1%	-53.7%

<sup>3</sup> 2024年度においてCO<sub>2</sub>排出量が大幅に減少した要因は、役場庁舎をはじめ複数の施設の電力契約先が再エネ由来に転換したことによる。

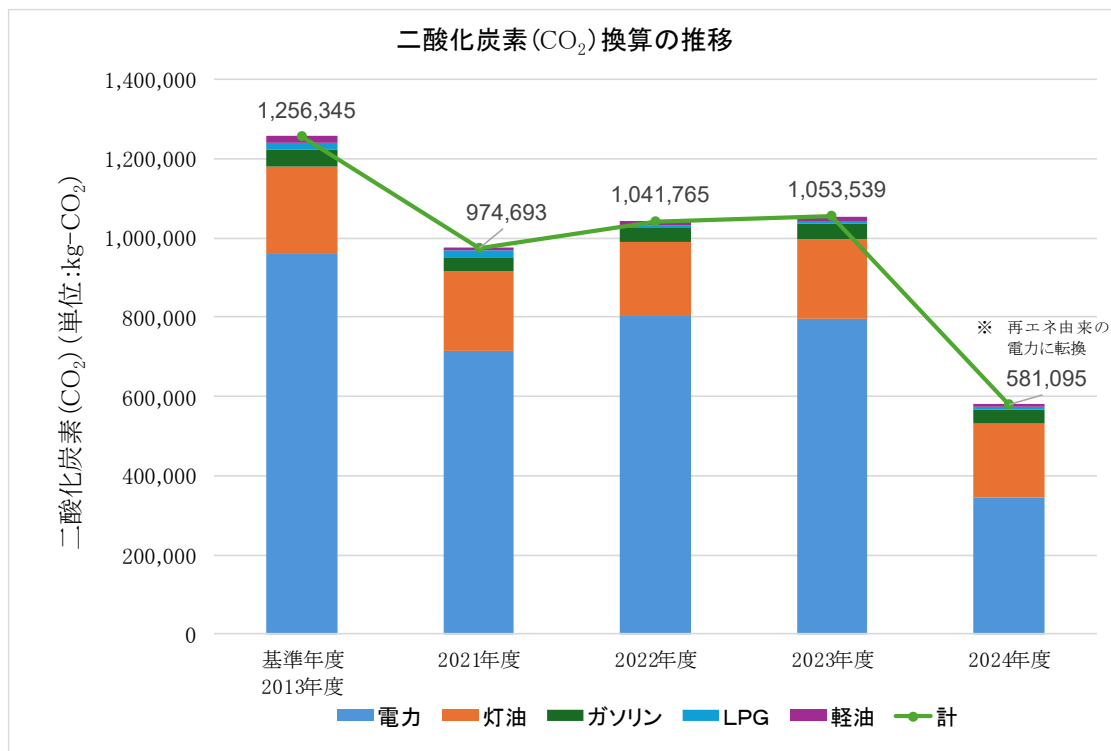


図 3 第4期における二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)換算での推移

## 第5章 削減目標設定

### 1. 削減目標設定の考え方

#### (1) 温室効果ガスの総排出量削減目標

政府実行計画(2030年度46%削減さらに50%削減を目指す)を踏まえた野心的な目標とします。区域施策編である「飯島町カーボンニュートラル実行計画」では、2030年度のCO<sub>2</sub>排出量削減目標を2013年度比52%削減としているところ、当町公共施設の2024年度実績において基準年度比53.7%削減と既に達成していることから、さらなる高みとなる55%削減を目標に設定し、率先して地域脱炭素に取り組むこととします。

表 11 削減目標の設定の基準

温室効果ガスの種類	区 分	削減目標の設定方法
エネルギー 起源CO <sub>2</sub> <sup>4</sup>	燃料の使用(自動車以外)	左欄区分別に異なる目標は設定しない。 左欄の総排出削減量を指標とする。
	燃料の使用(自動車)	
	電気の使用	
温室効果ガス総排出削減目標		第4期成果に基づき、それを上回る 2013年度比CO <sub>2</sub> 55%を削減目標値とする。

## (2) 対象施設

基準年度実績は数値の把握が可能な第4期計画の対象施設(表7 対象施設のうち「基準年度(2013年度)からのデータを保有する施設」とし、中間目標水準に使用する施設も同施設を対象とします。

## 2. 数量的な削減目標

## (1) 町の事業における削減目標

表 12 町の事業における削減目標

項目	基準年度(2013年度)実績 (事務事業分)	中間目標年度(2030年度) 目標水準(事務事業分)
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> ) 総排出量	1,256,345 kg-CO <sub>2</sub>	2013年度比CO <sub>2</sub> 55%削減
		565,355 kg-CO <sub>2</sub>

(2) エネルギー起源CO<sub>2</sub>の区分別の目標(2030年度)

表 11 削減目標の設定の基準に示すとおり、区分別に異なる目標は設定せず2013年度比一律55%を適用する。

## (3) 措置別の目標(2030年度)

飯島町では、以下の措置等について政府実行計画に準じて目標設定をします。

<sup>4</sup> エネルギー起源CO<sub>2</sub>とは、燃料の燃焼または電気の使用によって排出されるCO<sub>2</sub>のこと。

表 13 措置分野別 削減目標及び導入目標

措置分野	措置	目標
建築物（公共施設） 照明	公共施設のLED照明化率	既存設備を含めたストックベースで <b>100%</b> 導入。
公用車 公営交通	公用車のエコカー（電動車） 導入率	計画的な更新により、次世代自動車の割合を増加。区域施策編に基づき、公用車（業務用車）のエコカー（電動車）普及率 <b>20%</b> を目指す。
分野共通 （基盤的な取組）	再生可能エネルギー電力調達率	調達する電力の <b>60%</b> 以上を再生可能エネルギー電力とする。

## 第6章 目標達成に向けた具体的な取組

目標達成に向け、以下の施策を継続的かつ重点的に実施します。

### 1. 分野共通（基盤的な取組）

- (1) グリーン購入<sup>5</sup>・環境配慮契約の推進
  - ① グリーン購入法に基づき、環境物品等の調達を推進します。
  - ② 電力調達においては、再エネ中心のCO<sub>2</sub>排出係数が小さい電力の購入を推進するため、環境配慮契約法に基づき、裾切り方式<sup>6</sup>や総合評価落札方式<sup>7</sup>の活用を検討し、再エネ電力調達率の目標達成を目指します。
- (2) 職員の意識啓発と研修の実施
  - ① 全職員に対し、実行計画の趣旨を周知徹底し、環境に関する意識向上を図ります。
  - ② 庁内ネットワークやe-ラーニングを活用し、クールビズ・ウォームビズの励行や環境学習を実施し、積極的な行動変容を促します。
- (3) 情報管理と体制強化
  - ① LAPSSと公共施設等総合管理計画の連携により、施設設備の基礎データの整備と更新を継続します。

<sup>5</sup> 「グリーン購入」とは、価格や品質だけでなく、環境負荷がどれだけ少ないかを優先して購入すること。

<sup>6</sup> 「裾切り方式」とは、CO<sub>2</sub>排出量や再エネ割合といった環境基準を設け、基準を満たす事業者の中から選定する方式。

<sup>7</sup> 「総合評価落札方式」とは、技術力や品質などもあわせて審査し、最も優れた提案者を選定する方式。

- ② 施設管理部局と環境部局（住民税務課）との協働体制を強化し、ライフサイクルコスト<sup>8</sup>を考慮した脱炭素化の技術力向上を図ります。

## 2. 公共施設に関する取組

- (1) 省エネルギーの励行と設備の高効率化
  - ① 冷暖房温度の適正管理（冷房時の室温28℃、暖房時の室温20℃）やこまめな消灯を徹底します。
  - ② 全ての公共施設の照明器具について、2030年度までに**100%LED化**を達成します。
  - ③ 高効率空調設備、高効率給湯設備への更新を計画的に実施します。
- (2) ZEB化の推進と新築・改修時の配慮
  - ① 建物の建設や改修にあたっては、ZEB化を検討するとともに、断熱性、気密性、換気性能を総合的に高めます。
  - ② 公共建築物、住宅等への**地域産材の利用拡大**を推進し、CO<sub>2</sub>の吸収・固定を促進します。
  - ③ 貯留した雨水の活用により、節水と水資源の有効利用を図ります。
- (3) 再生可能エネルギーの導入促進
  - ① 給食センターや道の駅など、設置可能性の高い公共施設や公有地への**自家消費型太陽光発電設備の最大限の導入**を推進します。
  - ② PPA<sup>9</sup>モデルや共同購入スキームの活用も検討し、初期費用の負担軽減を図ります。
  - ③ 浴場のある施設の暖房用設備について、**太陽熱利用**又は**木質バイオマスボイラー**への転換を検討します。

## 3. 公用車に関する取組

- (1) エコカー（次世代自動車）（電動車）の計画的な導入

<sup>8</sup> 「ライフサイクルコスト(LCC)」とは、建物や製品における一生涯（設計から解体）にかかる総コスト。

<sup>9</sup> 「PPA」とはPower Purchase Agreement（電力販売契約）の略称で、発電事業者が利用者の敷地内に発電設備を無償で設置し、そこで発電された電力を利用者が購入する仕組み。

- ① 公用車の更新時期に合わせ、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等のエコカー（電動車）への転換を計画的に行い、転換計画を作成・公表します。町営バス車両も更新時にエコカー（電動車）への転換を検討します。
- (2) 運用による燃料節減
- ① エコドライブの実践、相乗りの励行、オンライン会議の利用による出張の削減、駐車場のアイドリング・ストップ呼びかけ掲示など、運用面での効率化を図ります。
- (3) インフラ整備と災害時活用
- ① 役場などの公共施設にEV<sup>10</sup>充電インフラ設備を整備し、公用車は太陽光発電設備を備えたカーポートなどでエネルギーを自給する仕組みを検討します。
  - ② 災害時のEV活用方法を検討し、防災計画に位置付けるとともに、防災訓練時に給電体験を実施し周知します。

#### 4. 上下水道事業に関する取組

- (1) 省エネルギー・高効率設備の導入
- ① 水道施設における高効率ポンプ・エネルギー消費効率の高いモーターの導入、及び送水・配水工程におけるポンプ制御の適正化を推進します。
- (2) 水道用水を活用した小水力発電の導入
- ① 長野県企業局と田切発電所との連携により、水道用水を活用した小水力発電事業について検討します。
- (3) 水資源の有効活用
- ① 節水の励行、漏水対策の推進により、浄水場や下水道処理施設におけるエネルギー使用量の削減を図ります。

<sup>10</sup> 「EV(Electric Vehicle)」とは、電気をエネルギー源としてモーターを動かして走る車の総称。100%電気とモーターで走行する純電気自動車(BEV)、エンジンとモーターを搭載しコンセントからも充電可能なプラグインハイブリッド車(PHEV)、エンジンとモーターを併用し外部からの充電が不要なハイブリッド車(HEV)、水素と酸素の化学反応で電気を作って走行する燃料電池自動車(FCEV)の4種類がある。

## 5. 廃棄物処理に関する取組

- (1) 製品購入の際の配慮
  - ① 不要なものは購入しないことを前提として、可能な限りごみの発生量が少なく、繰り返し使用できる製品を購入します。
- (2) 廃棄物の減量(3R/4R<sup>11</sup>の推進)
  - ① ごみの発生抑制(リデュース)を最優先とし、再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)を徹底します。
  - ② 特に、プラスチック類を含む廃棄物量の削減を目指し、徹底した分別を推進します。

## 6. 吸収作用の保全及び強化のための措置

- (1) 健全な森林づくりの推進
  - ① 町の公有林において、適切な間伐や再造林などの森林整備を継続的に実施し、2013年度レベルの年間7.1千t-CO<sub>2</sub>の吸収量<sup>12</sup>を維持することを目指します。
- (2) 都市緑化の推進
  - ① 都市公園や公共施設の敷地内、建築物屋上などの緑化を推進し、二酸化炭素吸収源の強化に努めます。

# 第7章 事務事業編の進捗管理の仕組み

## 1. 推進体制

事務事業編の推進体制として、「飯島町地球温暖化対策実行計画プロジェクト・チーム」(参照P24第9章 参考資料 1 飯島町地球温暖化対策実行計画プロジェクト・チーム)が中心となり、庁内

<sup>11</sup> 「4R」とは、従来の3R(リデュース、リユース、リサイクル)にリフューズ(断る)を加えたキーワード。

<sup>12</sup> 飯島町内の森林面積は6,276haで、371,101m<sup>3</sup>の蓄積がある。2013年度の森林簿をもとに算出した人工林の年間のCO<sub>2</sub>吸収量は7.1千tCO<sub>2</sub>となっている。(出典:飯島町カーボンニュートラル実行計画)

の実行部門(施設主管課など)と連携し、事務事業編全体のPDCA及び個別措置のPDCAを推進します。

## 2. 点検・評価・見直し (PDCAサイクル) の手順

本計画に基づき、以下のサイクルを運用し、継続的な改善を図ります。

### (1) Plan(計画)

- ① 策定した計画に基づき、各実行部門は年間の行動計画やスケジュールを設定し、職員へ周知します。

### (2) Do(実行)

- ② 各実行部門は、一年を通して個別措置(省エネ対策、設備更新など)を実行します。事務局は、各部局の管理及び研修などを実施します。

### (3) Check(点検・評価)

- ③ 事務局は、毎年度、活動実績(電気・燃料使用量など)を収集し、「温室効果ガス総排出量」を算定します。
- ④ 目標達成状況、措置の実施状況、及び排出量の集計・分析・評価を策定プロジェクトチーム会議等において実施します。
- ⑤ 必要に応じて内部・外部監査を実施し、客観的な評価を行います。

### (4) Act(見直し)

- ⑥ Checkの結果に基づき、次年度の取組の見直し方針を決定します。
- ⑦ 見直し予定時期(計画期間の最終年度)、または第8章「事務事業編の改訂」の改訂要件が発生した場合は、計画改定の要否について検討し、改定または改訂の準備を進めます。

## 3. 実行計画の公表

### (1) 基礎データの整備及び「温室効果ガス総排出量」の把握

地球温暖化対策推進法第21条第16項に基づき、毎年度1回、事務事業編に基づく措置の実施の状況(「温室効果ガス総排出量」を含む)を公表します。公表は、ホームページ等の適切な方法により、可能な限り詳細に行います。

## 第8章 事務事業編の改訂

### 1. (特記) 改訂の予定について

マニュアルでは全対象施設のデータを用いて基準年度（2013年度）に対する削減目標を設定することとされているが、基準年度に遡ってデータが存在しない施設が多数存在するため、本計画策定時点は第4期計画と同一の算定範囲・基準年度（2013年度）を用いて比較可能性を確保しつつ目標を設定します。ただし、マニュアル準拠・算定範囲の整合性の観点から、令和8年度に新規施設を含む全施設の通年データを整備し、令和9年度に令和8年度（2026年度）を新たな基準年度として再設定するとともに、基準年度の変更に伴う削減目標（削減率等の指標）を改訂する必要があります。

なお、この改訂のほか、改訂を行う場合の手順は次のとおりとします。

（計画の改訂）

1. 本計画の改訂は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
  - (1) 環境省が公表する「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」その他関連基準が改訂され、算定対象施設、算定方法又は排出係数等に変更が生じ、本計画の算定体系との整合性が確保できなくなったとき。
  - (2) 算定対象として追加が必要となった施設について、基準年度に遡る活動量データの取得が不能であり、既存施設との比較可能性が確保できないと認められるとき。
  - (3) 電力排出係数、燃料価格、エネルギー供給構造その他の社会的又は技術的条件が大きく変動し、現行の削減目標の前提が妥当性を欠くと認められるとき。
  - (4) 町の公共施設の新設・廃止・統廃合その他、算定対象範囲に重大な変更が生じ、現行の基準年度・目標値では実態を適切に反映できないとき。
  - (5) その他、現行の算定体系では排出量の評価が適正に行われないと町長が認める相当の事由があるとき。

（改訂手続）

1. 本計画を改訂しようとするときは、次の手順により行うものとする。
  - (1) 改訂要否の検討  
計画の改訂に該当するかについて、所管課において算定データ、活動量、施設情報等を調査し、改訂の必要性及び妥当性を検証する。

- (2) 改訂方針の策定  
基準年度の再設定の要否、算定範囲の変更内容、削減目標の再設定方針を整理し、改訂方針（案）を作成する。
  - (3) 内部審査  
飯島町地球温暖化対策実行計画プロジェクト・チームにおいて協議を行い、庁内の合意形成を図る。
  - (4) 議会報告  
計画改訂の理由、方法及び改訂内容の概要について、議会に報告し理解を得る。
  - (5) 計画書の改訂  
必要な章の改訂、基準年度の変更、削減目標値の再計算、対象施設一覧の更新等を行い、新旧対照表を添付する。
  - (6) 公表  
改訂後の計画書は町ホームページ等を通じて公表し、関係者に周知する。
2. 基準年度の再設定を行う場合は、改訂後の削減目標指標（基準年度比削減率等）についても併せて再計算し、整合性を確保した上で計画に反映しなければならない。

## 第9章 参考資料

### 1. 飯島町地球温暖化対策実行計画プロジェクト・チーム

#### (1) 第7章 事務事業編の進捗管理の仕組み>推進体制

<p>○飯島町地球温暖化対策実行計画プロジェクト・チーム設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成20年1月31日 告示第121号</p> <p>(設置の目的)</p> <p>第1条 飯島町地球温暖化対策実行計画の策定及び点検・評価を行うことを目的とする。</p> <p>(チームの名称)</p> <p>第2条 名称を飯島町地球温暖化対策実行計画プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 チームは、飯島町地球温暖化対策実行計画に係る調査、研究及び庁内の連絡調整を行い、計画を策定する。</p> <p>2 チームは、飯島町地球温暖化対策実行計画の点検・評価を行う。</p> <p>(構成)</p> <p>第4条 チームは、別表に掲げる者をもって構成する。ただし、課等に課長補佐が複数存在する場合、又は課長補佐が存在しない場合は、課等の長が指名した者をもって充てる。</p> <p>(令和4告示97・一部改正)</p> <p>(設置期間)</p> <p>第5条 チームの設置期間は、この訓令の施行の日からその設置目的が達成されたと町長が認めるときまでとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 チームの事務局は、住民税務課に置く。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 ここに定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成20年1月31日から施行する。</p> <p>要綱内の課名等は機構改革に基づき随時変更するものとする。</p> <p>附 則（令和4年告示第97号）</p> <p>この要綱は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和6年告示第64号）</p> <p>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">1/2</p>
--

図4 飯島町地球温暖化対策実行計画プロジェクト・チーム設置要綱 1/2

別表（第4条関係）

（令和6告示64・一部改正）

住民税務課長
議世事務局書記
総務課長補佐
企画政策課長補佐
住民税務課長補佐
健康福祉課長補佐
産業振興課長補佐
建設水道課長補佐
会計課長補佐
教育次長補佐
総務係施設管理担当者
住民税務課環境共生エネルギー係長
飯島町地球温暖化対策実行計画策定事務担当者

2/2

図5 飯島町地球温暖化対策実行計画プロジェクト・チーム設置要綱 2/2

以上

（以下余白）